

平成 30 年度第 2 回広島県障害者自立支援協議会議事録

1 日 時	平成 30 年 11 月 6 日 (火) 15:30~17:30
2 場 所	広島市中区基町 10-52 広島県庁 北館 2 階 第 1 会議室
3 出席委員	石井委員, 安藤委員, 岡本英登委員, 小田委員, 金子委員 (代理: 垣尾委員), 熊澤委員, 熊澤委員, 後藤委員, 副島委員, 戸光委員, 林委員, 前川委員, 森木委員, 彌政委員, 山田委員, 横藤田委員, 岩崎委員, 海嶋委員, 柴田委員 (代理: 有馬委員), 井本委員, 西岡委員
4 議 題	就労継続支援 A 型事業所に係る検証報告書 (案) について
5 担当部署	広島県健康福祉局 障害者支援課 事業者指導グループ TEL (082) 513-3158 (ダイヤルイン)
6 議 事	(1) 就労継続支援 A 型事業所に係る検証報告書 (案) について ○ 資料 1~3 に基づき, 岩崎委員より説明 ○ 質疑応答 (2) 第 17 回はつらつ大会の決議文について ○ 熊澤委員より紹介 (3) 障害児の保護者向け Q&A 及び第 7 回きらっと光る人生を考える研究大会について ○ 副島委員より紹介
7 主な意見等	(1) 就労継続支援 A 型事業所に係る検証報告書 (案) について ○ 不適格事業者の判断基準について 委員: 検証報告書の 20 ページには, 不適格事業者もしくは経営危機状態にある事業者が障害者がかかわることがないようにするとされている。 今年度提出された経営改善計画を見ると, 改善計画に基づくような収益が上がっていない実態が見受けられるが, この状態をどの程度の期間続けることで不適と判断されるのか, 基準をお聞かせ願いたい。 事務局: 国の指針では, 少なくとも前年度よりは改善しなければならないとされている。県としても 3 年ないしは 5 年経過した時点で指定取消権限の行使を検討しなければならないと考えている。 会長: 経営改善計画が未達成の事業所とはつまり報酬を賃金に充てている状態が続いている事業所であるといえる。指定基準に反する以上, 厳正な判断をお願いしたい。 指定基準を満たさない状態が続いた場合, 県はどのような対応ができるのか。 事務局: 指定の取消は可能である。しかしながら, すでに雇用されている利用者がある以上, むやみに指定取消を行うのではなく, まずは業績改善に向けた支援を行っていきたい。 ただし, 指定基準を満たさない状態から脱却できないとなった場合には事業の廃止や, 他の事業への変換も検討しなければならないと考えている。

○セルフプランの多さについて

委員： 検証報告書の64ページによると、県内のA型事業所に共通する課題として、暫定支給決定が行われていない、セルフプランが多いことが挙げられている。相談支援事業所が関わるということは、本人のアセスメントを行うと同時にその方の利用する事業所のアセスメントを行うことである。これは第三者が事業の実態を理解できるという面で非常に重要であり、それが行われていなかったのは大きな問題であると思われる。
そのあたりについて考えをお聞かせ願いたい。

事務局： セルフプランの多さは大きな課題であると考えている。ただし、暫定支給決定を全件で行うためには市町に多大な負担と高い専門性を求めることになる。ワーキンググループでも検討したが、すぐに実現するのは難しいという結論になり、検証報告書ではふれることができなかった。
課題であることは確かであるため、今後検討を重ねていく。

委員： 相談支援事業所に関しては、報酬の低さから事業所数が増えないという問題があった。しかし、30年度の報酬改定ではそのあたりが改善されたため、特定事業所加算を最大限にとると、相談支援専門員を4人配置してその年収を700万円近く確保できるような事業となっている。
このような経営分析を十分に行い「こうすれば相談支援事業所が経営できる」という示唆を集団指導等で積極的に行っていただきたい。

○市町との連携について

会長： 介護分野ではケアマネジメントの質の向上は市町の事業となっている。障害分野においても、市町にそのような事業を担わせることはできないのか。県が全てを担うのは困難ではないか。

事務局： 障害分野では人材育成等の質の向上に関する事業は県の担当となっている。市町は具体的なサービスの提供とその資源の確保を担当とするというように、大きく担当分野がわかれている。

委員： 障害分野では、相談体制支援事業でアドバイザー派遣事業を行っている。これまでは派遣要請のあった市町に派遣するという仕組みだったが、このたびの事例を受けて県から積極的に各市町の自立支援協議会の就労支援部会等にアドバイザーを派遣していきサービス等利用計画のチェックやケアマネジメントの体制のチェックを行っていく必要があるように思う。検討をお願いしたい。

委員： 市町の自立支援協議会で、それぞれの事業所がどのような運営をしているのかについてチェックする等の有効活用を図ることは可能か。

事務局： 今回の検証報告書について市町へ説明を行う際に、併せて自立支援協議会の活用も促していく。

○小規模法人について

委員： 検証報告内で小規模法人が多いという指摘があったが、県内の A 型事業所のなかには県外に複数の事業所を持っていて、あえてそれぞれの県ごとの拠点は別会社をしているというところもある。これは、どちらかの事業所で問題が生じて、もう一方の事業所に影響を及ぼさないためであり、あえて小規模法人としているわけである。そのような実態を踏まえると、小規模だからと言って安易に問題だとは論じられないのではないか。

○A 型事業所の参入要件について

会長： A 型事業所を自己資金なしで借入金だけで開設できる等の参入要件の問題について省令の変更を強く要望していただきたい。

○精神障害者への支援体制について

委員： これだけ精神障害者の方が多く利用されているのにもかかわらず、人員配置基準上、A 型事業所も B 型事業所も 10 人に対して 1 人の精神保健福祉士すらいなくとも基準を満たしていると認められ、指定されることは問題である。

利用見込みの方の障害属性がわかった時点で本当に適切な支援ができるのか裏付けを行うことが必要ではないか。

会長： 精神障害者がメジャーを占める施設の在り方というものを 1 つのタイプとして検討していかなければ、またさまざまな問題が起きていこう。慎重な検討をお願いしたい。

事務局： 制度要望として検討する。

○制度要望の方法について

会長： 県から国に制度要望を行う具体的な手段を教えてください。

事務局： A 型事業所についてのみ単独で要望をだすパターンと、春と秋に行われる施策提案の一部として他の事業とも併せて提案を行うパターンの 2 つを検討している。詳しくは担当の部局と調整する。

○事業所の質について

委員： お金や時間を基準に話が進んでいるが、福祉についてのことであるので利用者の生活全般をとらえた上で質というものを考えるべきだろう。単なる数字だけではなく、様々な項目から事業所が適切であるのか判断するよう、国に要請していただきたい。

○チェック体制について

委員： 相談支援事業所が事業所をチェックしていくことも必要だが、できれば支給決定を行う市町にもチェック機能を果たしていただきたい。このようなことができるような制度改革を県から国に進言していただきたい。

事務局： 相談支援事業所がモニタリングで得た情報が指定権者に上がってきてい

	<p>ない実態がある。相談支援事業所が把握している事業所に関する悪い情報が支給決定している市町にまったく伝わっていないという指摘もあった。事業所の検査の結果等は今まであまりオープンにしてこなかったが、今後は市町へも情報共有が行える体制を整えていく。</p> <p>委員： 具体的にどのような仕組みを検討しているのかお聞かせ願いたい。</p> <p>事務局： 広域的な情報収集と、相談支援事業所や市町の持っている身近な情報を共有できるような場が必要であると認識している。どのように形作るかについては、今後検討を重ねる必要がある。</p> <p>委員： 金融機関への情報提供も必要ではないか。</p> <p>事務局： 融資審査の時にどのような資金計画や事業計画を提出していたかなどの面については金融機関との連携が必要だと考えている。</p> <p>○事業者団体の育成について</p> <p>会長： 検証報告書の18ページに事業者団体の育成という項目があるが、質の担保やチェックという部分でとても重要であると思われる。 この事業者団体の育成について、具体的にはどのように進めていくのかお聞かせ願いたい。</p> <p>事務局： すでに県内のA型事業所が加盟している全Aネットという団体を中心に進めていきたいと考えている。 悪しき事業所はそのような団体に入らない傾向があるが、逆に団体に加盟していない事業所は危険かもしれないという目印になればよいと思う。</p> <p>委員： 全重協という全国の重度障害者多数雇用事業所の協議会もある。重度障害者の雇用について適正な運営に努めていくよう、県からA型事業所へ全重協への加入を推進していただきたい。</p> <p>○好事例の紹介について</p> <p>会長： 小規模ながら大きな成果を上げている事例については、ぜひモデルを示し各A型事業所に紹介していただきたい。</p>
8 配布資料	<p>資料1 指定就労継続支援A型事業所の経営破たんに係る検証結果について</p> <p>資料2 検証報告書(案)</p> <p>資料3 就労継続支援A型事業所</p>